

IASB 公開草案「認識の中止」に対する意見

平成 21 年 7 月 30 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、信用危機に対する国際会計基準審議会の努力に敬意を表すとともに、公開草案「認識の中止」に対するコメントの機会を歓迎する。

本プロジェクトは米国会計基準とのコンバージェンスを促進するものであり、その活動の方向性については賛成する。一方で、本公開草案は、オフバランスシート活動に関する包括的な再検討の一環として提案されているが、金融資産の認識中止に係る多くの論点は金融資産に関連する売却損益等の認識の論点と関連があるため、別途検討されている「測定方法・区分の見直し」等の方向性及び結果如何では、それらを受けて、再度見直すことを検討すべきである。

以下、我々が懸念するかまたは同意しない事項についてコメントする。

質問 2

認識の中止を評価すべき項目（すなわち「資産」）としての適格要件に関し、16A 項で提案されている要件に同意するか？同意しない場合、その理由は何か？代替要件とその理由も述べよ。（注：16A 項で提案されている要件は、IAS 第 39 号の要件と同じである。）

同意しない。

認識の中止を評価すべき項目（「資産」）の決定については、具体的に特定されたキャッシュ・フローやキャッシュ・フローの比例持分に限定せず、AV 3 項で例示された優先劣後構造の優先部分（e.g. 90%）等、財務諸表の作成及び表示に関するフレームワークにおける資産の定義を満たさなくなったものについて、幅広く認めるべきと考える。

質問 3

第 9 項で提案されている譲渡の定義に同意するか？同意しない場合、その理由は何か？代わりにどのように定義を改訂すればよいと思うか？理由も併せて述べよ。

同意する。

しかしながら、譲渡の定義は大幅に拡大されており、実務上の取扱いは困難と推定されるため、譲渡の要件を限定列挙するか、あるいは追加的な適用ガイダンスが必要と考える。

また、認識の中止を行っていない譲渡された金融資産の場合も詳細な開示を要求するな

ど、認識の中止を評価したか否かによって開示範囲が変更されるため、実務上の取扱いが困難となるおそれがある。

質問 5

17A 項(c)で提案されている「譲渡する実際の能力」に関する認識中止テストに同意するか？同意しない場合、その理由は何か？代替案とその理由も述べよ。

(注：「譲受人自身の便益のため」の補足条項を除き、17A 項(c)で提案されている「譲渡する実際の能力」テストは IAS 第 39 号の支配のテストと同じである。)

17A 項(c)の「譲渡する実際の能力」テストの一部として提案されている「譲受人自身の便益のため」テストに同意するか？同意しない場合、その理由は何か？代替案とその理由も述べよ。

「譲渡する実際の能力」に関する認識中止テストについて、当該テストに大きく依存することになるため同意しない。

現行基準では、少なくともリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合には資産の認識を中止できるが、改訂案は、たとえリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合でも譲受人の権限を制限している場合には支配しているとされ、資産の認識を中止できない。

資産の認識の中止に関しては、たとえば「リスクと経済価値のほとんどすべてを移転したか」を資産の認識の中止の判断のテストの途中段階に取り込むとよい。

上記代替案が否定され現行アプローチが採用された場合、「譲受人自身の便益のため」のテストについては同意する。

質問 6

認識中止の要件を満たす譲渡における、金融資産又は金融資産グループに対する留保持分の提案されている会計処理（認識及び測定）に同意するか（金融資産又は金融資産グループに対する留保持分については 21A 項参照。企業を通して間接的に留保する金融資産又は金融資産グループに対する持分については 22A 項参照）？同意しない場合、その理由は何か？代替案とその理由も述べよ。

(注：21A 項で提案されている金融資産又は金融資産グループに対する留保持分の会計処理は、IAS 第 39 号から変更されていない。ただし、22A 項で提案されている企業を通して間接的に留保する金融資産又は金融資産グループに対する持分のガイダンスについては新規で策定されたものである。)

同意しない。

22A 項で提案されている新しいガイダンスは、株の取得取引と譲渡の取引を実質不可分の取引ととらえていると考えられるが、同時に行う場合とタイミングをずらして行う場合とで処理方法が異なることになり、整合性がとれないケースがあると考えられる。また、AV14 項で記載されているように実務上適用は困難であり、そもそも持分証券の保有は、会社に対する支配にはつながるが、資産自体の支配とは別個のものと考えられる。

質問 7

提案されている金融資産の認識中止へのアプローチのステップ/テストを確認した上で（質問 1 から 6 ）提案されているアプローチを全体としてみて、金融資産の認識の中止を判断する際の新しいアプローチとして採用することに同意するか？同意しない場合、その理由は何か？認識中止の新しいアプローチとして、代替的見解に基づく代替りのアプローチを定めるべきだと思うか？思う場合、その理由は何か？代替案とその理由も述べよ。

同意する。ただし、以下の点を検討すべきと考える。

本公開草案は、オフバランスシート活動に関する包括的な再検討の一環として提案されているが、金融資産の認識中止に係る多くの論点は金融資産に関連する売却損益等の認識の論点と関連があるため、別途検討されている「測定方法・区分の見直し」等の方向性及び結果を受けて、再度見直すことを検討すべきである。

認識の中止の単位

以下の理由から、「資産」の適格要件は不要であり、識別可能な資産のキャッシュ・フロー又はその他の経済的便益の単位で判断することが適当と考える（AV10 項及び AV18 項）。

- (1) 本公開草案で提案されている要件は既存の IAS 第 39 号の要件と同じであるが、その後のアプローチが異なる。既存の IAS 第 39 号によれば、留保部分も含めた全体を「資産」とした場合であっても、リスクと経済価値が実質的に移転している場合には資産全体の認識が中止となる。また、移転していない場合であっても、最終的に継続的関与の範囲のみにおいて資産が認識されることとなるが、提案されたアプローチによれば、いずれの結果によっても「資産」をすべて認識するか、すべて中止することとなる。当該処理は、金融資産の基礎となる将来の経済的便益が存在しなくなる場合には当該資産を認識していた企業はそれを財務諸表から除去すべきである（BC10 項）とする、本公開草案の趣旨及びフレームワークに反するものであり、財務報告の改善につながらないと考える。リスクと経済価値にさらされていない部分については、財務諸

表から除外することができるよう「資産」の適格要件はなくし、識別可能な資産のキャッシュ・フローまたはその他の経済的便益の単位で判断することが適当と考える。

- (2) 既存の IAS 第 39 号では、継続的関与の範囲において、継続的関与に係る資産負債が計上される場合があるが、提案されたアプローチでは（その後の「譲渡する実際の能力」テストがあるが）、継続的関与に係る資産負債だけでなく、譲渡資産のすべてが計上される可能性がある（例えば、劣後持分（AG52L 項（d））、信用保証で譲渡資産が市場で容易に入手できない場合（AG52L 項（e））。また、同一の契約上の権利と義務を有する複数の企業が存在する場合に、譲渡金融資産の一部（残余）であるか否かという理由のみで異なる会計処理が求められる可能性がある（AV7 項）。
- (3) 大半の金融商品は契約上の権利及び/又は契約上の債務の組み合わせで構成されている（AV11 項）。物的資産（棚卸資産、有形固定資産等）や無形資産と異なり、金融資産は現金（又はその他の金融資産）を取得する権利を既に保持しており、また、物的実体を伴わないため、分割及び再構成が比較的容易という特徴を有する。そのため、金融商品の特徴を踏まえた単位で「支配」の定義を行うべきである。ボードは、利用者は一般的に、譲渡人が原資産の所有に関する大きなリスクを留保する場合に金融資産の一部分の認識の中止を容認することにはならないアプローチを支持すると考えている（BC80 項）が、譲渡資産と留保資産の帳簿価額が適切に算定され、その結果に基づき売却損益が認識されるのであれば、利用者は一般的にリスクと経済価値を有しない部分を認識しないことに同意するものとする。

パススルー要件

提案されたアプローチには、現在の IAS 第 39 号で求められたパススルー規定は存在しないが、「譲渡」の概念が幅広く定義されているため、「継続的関与」テストにおける例外規定(18A 項(b))に該当するか否か、また、該当しない場合に譲受人の「譲渡する実際の能力」があるかどうかの問題となる。

提案されたアプローチでは、継続的関与の評価に当たり、信託又は代理人の関係については継続的関与の例外（継続的関与に該当しない）とし（18A 項（b））、譲受人がサービシング契約を解約する権利を有している等の例示を挙げている（AG49A 項）が、既存のパススルー規定を変更又は緩和するものなのか明確ではない。提案されたアプローチが、現在の IAS 第 39 号のパススルー要件を変更または緩和するものであるならば、その旨を明確にすべきである。

レポ取引

提案されたアプローチによれば、買戻し条件付売却契約（レポ取引）は、売却処理する

こととされている（BC59 項及び BC60 項）が、取引の実質は有価証券を担保とした資金貸借取引である。実質に即した会計処理を行うことがフレームワーク（第 35 項）に沿うものとする。仮に、買戻し条件付売却契約を売却処理する場合には、対象となる金融資産が満期保有投資であった場合の取扱い、すなわち売却処理とされてしまった場合、その後も当該資産を満期保有投資区分に分類し続けられるかどうかについて、明確にすべきである。

倒産隔離の要件

ボードは、譲渡人が米国の破産法に関する法的意見を得る必要があるテストは、米国以外の国で適用するのは難しいことを理由に倒産隔離を認識中止の要件に含めていない（BC24 項（b））。しかし、倒産隔離を認識中止の要件としている国は、日本を含め米国以外にも存在する。また、倒産隔離要件は認識中止の判断において客観的な証拠を提供することから、認識中止の十分条件にならないとしても、「譲渡する実際の能力」テストの考慮要件として倒産隔離要件を含めることが必要と考える。

質問 8

2008 年 12 月、ボードは公開草案である ED10「連結財務諸表」を公表した。BC28 項及び BC29 項で述べられているように、ボードは、本公開草案中に金融資産の認識の中止について提案されているアプローチは（認識の中止は資産及び負債レベルで行われ、連結は企業レベルで評価されるものであるが）ED10 で提案されているアプローチと同様であると考えている。提案されている認識の中止へのアプローチと連結アプローチは両立するものであるということに同意するか？同意しない場合、その理由は何か？ボードは公開草案を確定する前に、提案されている認識の中止及び連結へのアプローチのその他の側面についても検討すべきか？検討すべきだと考える場合、どの側面について検討すべきか？またその理由は何か？ボードが代替アプローチの採用を検討する場合、代替アプローチは提案されている連結アプローチと両立すると思うか？

同意する。

ただし、金融商品の認識中止は、金融商品の資産及び負債レベルで行われ、連結は企業レベルで評価されるものである。「支配」に力点を置いたアプローチは、フレームワークにおける資産の定義に沿うものとするが、一方、「経済的便益」が企業に流入する態様は資産によって異なる。そのため、「支配」（及び「資産」の決定）の具体的な適用にあたっては、「経済的便益」を享受するまでの資産の特徴が考慮されるべきであるとする。

質問 11

提案されている IFRS 第 7 号の改訂に同意するか？同意しない場合、その理由は何か？
代わりに当該規定をどのように改訂すればよいか？その理由も併せて述べよ。

同意する。

ただし、認識を中止していない、譲渡された金融資産に係る開示にあたっては、「譲渡」が幅広く定義されていることから、実務上過大な負担となることが予想される。そのため、開示が必要な「譲渡」を限定するか、または開示内容を削減することが適当と考える。

以 上